2026/11/2 更新

パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用

パートナーシップ宣誓をされた方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市の４市１町では、パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結しています。

１．自治体間相互利用とは

宣誓者が４市１町の間で住所を異動する場合は、継続使用届出書を転出元または転出先の自治体に提出することで、宣誓証明書を返還せず、転出先でも宣誓証明書（カードタイプ）を継続して使用することができます。宣誓者は転出先自治体のパートナーシップ制度に関する行政サービスを受けることができます。

２．協定締結自治体（以下の自治体で相互利用が可能です）

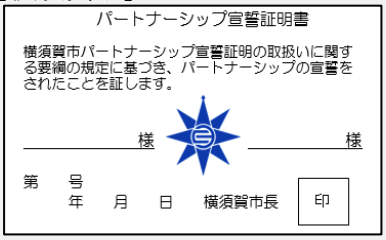
・横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市

３．横須賀市へ転入する場合の手続き　【別紙１参照】

４．協定締結自治体へ転出する場合の手続き　【別紙２参照】

各市町のパートナーシップ宣誓証明書

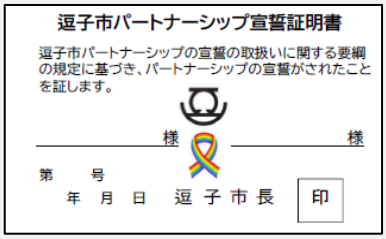
【横須賀市】カードサイズ



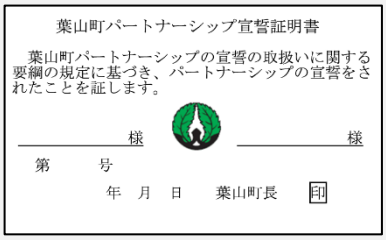
【鎌倉市】カードサイズ



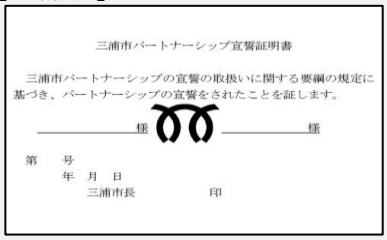
【逗子市】カードサイズ



【葉山町】カードサイズ



【三浦市】カードサイズ



【別紙１】横須賀市へ転入する場合の手続き

・横須賀市または協定締結自治体どちらでもお手続きが可能です。

横須賀市で手続きをする場合	転出元（引越し前）で手続きをする場合
<u>(1) 届出日の予約</u> ・届出希望日の３日前（土･日･祝日、年末年始を除く）までに、インターネット受付フォームまたは電話等でご予約ください。 ＜連絡先＞ 電話 046-822-8219（平日９時から 17 時まで） メール we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp ＜予約時にお伝えいただきたい内容＞ ① 届出者とパートナーの氏名、よみかた ② 届出者のご連絡先 ③ 届出希望日時 ・年末年始を除く毎日（９時から 17 時まで） ・第１希望から第３希望までお伝えください。 ④ 転出元（引越し前）の自治体名および交付番号 <u>(2) 届出場所への来訪</u> ・予約日時、指定場所にお越しください。 ・継続使用届出書にご記入いただきます。 ＜必要書類＞ ① 転出元（引越し前）の自治体で交付された「パートナーシップ宣誓証明書」等 ※自治体によって名称は異なります。 ② 本人確認できるもの（運転免許証等）	(1) 転出元（引越し前）自治体にご確認のうえお手続きください。

※ 転入しても継続使用を望まない場合は、転出元（引越し前）自治体で返還届のご提出と宣誓証明書の返還をお願いいたします。

※ お２人ともに横須賀市へ転入する場合にのみ、継続使用届をご提出いただけます。

※ 継続使用届提出後の宣誓証明書の返還および再交付は、横須賀市人権・ダイバーシティ推進課で行うこととなります。

【別紙２】協定締結自治体へ転出する場合の手続き

・横須賀市または協定締結自治体どちらでもお手続きが可能です。

転出先（引越し先）で手続きをする場合	横須賀市で手続きをする場合
(1) 転出先（引越し先）自治体にご確認のうえお手続きください。	<u>(1) 届出日の予約</u> ・届出希望日の３日前（土･日･祝日、年末年始を除く）までに、インターネット受付フォームまたは電話等でご予約ください。 ＜連絡先＞ 電話 046-822-8219（平日９時から 17 時まで） メール we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp ＜予約時にお伝えいただきたい内容＞ ① 届出者とパートナーの氏名、よみかた ② 届出者のご連絡先 ③ 届出希望日時 ・年末年始を除く毎日（９時から 17 時まで） ・第１希望から第３希望までお伝えください。 ④ 転出先（引越し先）の自治体名 <u>(2) 届出場所への来訪</u> ・予約日時、指定場所にお越しください。 ・継続使用届出書にご記入いただきます。 ＜必要書類＞ ① 宣誓証明書（カードタイプ） ② 本人確認できるもの（運転免許証等）

※ 転出しても継続使用を望まない場合は、返還届のご提出と宣誓証明書の返還をお願いいたします。

※ お２人ともに同じ自治体へ転出する場合にのみ、継続使用届をご提出いただけます。

※ 継続使用届提出後の宣誓証明書の返還および再交付は、転出先（引越し先）自治体で行うこととなります。